



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
3月31日
号外(6)
月曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 教育委員会規則

- ※滋賀県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(教職員課) 1
- ※滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(教育総務課) 1
- ※滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則の一部を改正する規則(教育総務課) 2
- ※教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則(教職員課) 2
- ※滋賀県立図書館基本規則の一部を改正する規則(生涯学習課) 2

○ 教育委員会訓令

- ※「こどもとしゃかん」サポートセンター設置規程(生涯学習課) 3
- ※滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正(教育総務課) 3
- ※夜間中学開設準備室設置規程の廃止(幼小中教育課) 3
- ※滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正(教育総務課) 4

○ 教育委員会教育長訓令

- ※滋賀県教育委員会事務処理規程の一部改正(教育総務課) 4

教育委員会規則

滋賀県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

滋賀県教育委員会規則第1号

滋賀県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県立学校の職員の職の設置に関する規則(昭和40年滋賀県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項および第4項中「主幹、副主幹」を「副参事、専門幹、主幹、副主幹」に改める。

付則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

滋賀県教育委員会規則第2号

滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和34年滋賀県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

法律に特別の定めがあるもののほか、図書館、総合教育センターおよびびわ湖フローティングスクール(以下「学校以外の教育機関」という。)に次の職を置く。ただし、課を置かない学校以外の教育機関には、第2号の職は置かない。

(1) 館長または所長

(2) 課長

第3条第3項中「(図書館の所長を除く。)」を削り、同条第6項中「または所長(図書館の所長に限る。)」および「またはセンター」を削る。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

滋賀県教育委員会規則第3号

滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則(平成28年滋賀県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表中「および所長」を削り、同条第2項の表中「の指導主事」の右に「、学校図書館指導主事」を加える。

第3条第1項の表中 「 事務長 」を
「 事務長、副参事および専門幹 」に改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

滋賀県教育委員会規則第4号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則(昭和36年滋賀県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
第21条中「書類に署名押印し、」を「書類を」に改める。
別記様式第5号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第5号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現にある改正前の別記様式第5号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県立図書館基本規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

滋賀県教育委員会規則第5号

滋賀県立図書館基本規則の一部を改正する規則

滋賀県立図書館基本規則(昭和32年滋賀県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。
第11条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条中「およびセンター(以下「課等」という。)」を削り、「当該課等」を「当該課」に改め、同条の表サービス課の項中「児童資料係」の右に「、「こどもとしゃかん」サポート係」を加え、同表「こどもとしゃかん」サポートセンターの項を削る。

第12条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条中「課等」を「課」に改め、同条の表サービス課の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- 6 「こどもとしゃかん」サポートセンターとの連絡調整に関すること。

第12条の表「こどもとしゃかん」サポートセンターの項を削る。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

滋賀県教育委員会訓令第1号

「こどもとしゃかん」サポートセンター設置規程を次のように定める。

令和7年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

「こどもとしゃかん」サポートセンター設置規程

(設置)

第1条 子どもの読書活動を推進するため、滋賀県教育委員会事務局生涯学習課に「こどもとしゃかん」サポートセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの読書活動の推進に係る総合的な企画、立案および調整に関すること。
- (2) 子どもの読書活動の推進に係る学校図書館等の支援に関すること。
- (3) 子どもの読書活動の推進に係る情報および資料の収集、調査ならびに研究に関すること。
- (4) 子どもの読書活動の推進に係る相談に関すること。
- (5) 子どもの読書活動の推進に係る広報および啓発に関すること。

(職の設置)

第3条 センターに所長を置き、その職にある者は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 前項に定めるもののほか、センターに滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和34年滋賀県教育委員会規則第9号)第2条または第4条に定めるところにより、必要な職を置く。この場合において、同規則第2条中「課」とあるのは「センター」と、「課長」とあるのは「所長」と読み替えるものとする。

(事務決裁)

第4条 センターの事務の決裁については、滋賀県教育委員会事務処理規程(平成17年滋賀県教育委員会教育長訓令第18号)および滋賀県教育委員会事務専決規程(平成21年滋賀県教育委員会訓令第1号)の定めるところによる。この場合において、これらの訓令中「課長」とあるのは、「所長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 センターの庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県教育委員会訓令第2号

滋賀県教育委員会事務専決規程(平成21年滋賀県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

別表第1事務局における共通専決事項の表20の部1の項を次のように改める。

1	物品の取得、管理および処分ならびに出納命令				○	
---	-----------------------	--	--	--	---	--

別表第1事務局における共通専決事項の表20の部1(1)の項および1(2)の項を削る。

別表第2第2号の表6の部3の項中「第38条」を「第37条」に改める。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県教育委員会訓令第3号

夜間中学開設準備室設置規程(令和5年滋賀県教育委員会訓令第1号)は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

滋賀県教育委員会訓令第4号

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年滋賀県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

第3条中「330,000円」を「360,000円」に改める。

別表第1中(10)の項を削り、(11)の項を(10)の項とし、(12)の項から(14)の項までを1項ずつ繰り上げる。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

滋賀県教育委員会教育長訓令第2号

滋賀県教育委員会事務処理規程（平成17年滋賀県教育委員会教育長訓令第18号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

別表の1事務局の項中「生涯学習課

生」を

「生涯学習課

生

生涯学習課「こどもとしょかん」サポートセンター

こせ」

に改める。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。